

# 独立行政法人酒類総合研究所業務方法書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 研究所は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする研究所の業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と密接な連携を図り、もってその業務の適正かつ効果的な運営に努めるものとする。

2 研究所は、通則法第29条に定める中期目標に基づき、同法第30条及び第31条に定める中期計画及び年度計画を定め、これらの計画に沿って業務の運営に当たるものとする。

### (用語)

第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法及び独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年法律第164号。以下「研究所法」という。）において使用する用語の例による。

## 第2章 業務

### (分析及び鑑定)

第4条 研究所は、酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行う。

### (品質評価)

第5条 研究所は、実施要領を定め、酒類の品質に関する評価を行う。

### (研究及び調査)

第6条 研究所は、研究及び調査の対象となる主題ごとに、その実施に係る基本的な計画を定めることにより酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行う。

### (成果の普及)

第7条 研究所は、特許権の実施及び講演会の開催等により前三条に掲げる業務に係る成果の普及を行う。

(情報の収集、整理及び提供)

第8条 研究所は、酒類及び酒類業に関する国内外の情報の収集、整理及び提供を行う。

(講習)

第9条 研究所は、酒類製造業者及び酒類流通業者に対する酒類及び酒類業に関する講習を行う。

(附帯業務)

第10条 研究所は、第4条から第9条までに掲げる業務に附帯する業務を行う。

### 第3章 契約等

(業務の委託)

第11条 研究所は、自ら実施することが効率的でないと認める業務の一部を委託することができる。

2 研究所は、業務を委託しようとするときは、受託者と契約を結ぶものとする。

(契約に関する基本的事項)

第12条 研究所は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項に定めるもののほか契約について必要な事項は、別に定める。

### 第4章 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第13条 研究所は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第14条 研究所は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 研究所は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第15条 研究所は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- 四 部門長会議の開催

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第16条 研究所は、中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 中期計画等の策定過程の整備
- 二 中期計画等の進捗管理体制の整備
- 三 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- 五 部門の業務手順の作成
- 六 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
  - イ 業務手順に沿った運営の確保
  - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
  - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 七 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第17条 研究所は、内部統制の推進に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 役員を構成員とする内部統制推進本部の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 五 内部統制を担当する役員から内部統制推進本部への報告及び改善策の検討
- 六 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 七 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 八 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 九 研修会の実施
- 十 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十一 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第18条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 リスク管理委員会の設置

- 二 業務部門ごとの業務フロー図等の作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
  - イ 事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
  - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び迅速な情報収集

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第19条 研究所は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- 一 情報システムの整備に関する事項
  - イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
  - ロ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
- 二 情報システムの利用に関する事項
  - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営
  - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
    - (1) 法人が保有するデータの所在情報の明示
    - (2) データへのアクセス権の設定
    - (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
    - (4) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第20条 研究所は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 情報セキュリティの確保に関する事項
  - イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
  - ロ 情報漏えいの防止
- 二 個人情報保護に関する事項
  - イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
  - ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第21条 研究所は、監事及び監事監査に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

一 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 補助者の独立性に関すること
- ニ 法人組織規程における権限の明確化
- ホ 監事と理事長との会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 研究所の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と内部監査担当者との連携
- ホ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ヘ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第22条 研究所は、内部監査担当者を選任し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第23条 研究所は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 通報窓口の設置
- 二 通報者の保護
- 三 通報が、内部統制を担当する役員に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第24条 研究所は、入札及び契約に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置

- 二 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 五 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第25条 研究所は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第26条 研究所は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第27条 研究所は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- 二 職員の懲戒基準
- 三 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第28条 研究所は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 研究開発業務の評価に関する事項
  - イ 研究統括部門における研究評価体制の確立
  - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- 二 研究開発業務における不正防止に関する事項
  - イ 研究費の適正経理
  - ロ 経費執行の内部けん制
  - ハ 論文ねつ造等研究不正の防止
  - ニ 研究内容の漏えい防止
  - ホ 研究開発資金の管理状況把握

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第29条 研究所は、役員の特則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件

に該当する場合には、財務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

附 則

この業務方法書は、財務大臣の認可のあった日（平成 13 年 4 月 2 日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、財務大臣の認可のあった日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。